

## 平成23年旭市議会第3回定例会会議録

### 議 事 日 程 (第5号)

平成23年9月28日(水曜日) 午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長請願報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 常任委員長陳情報告
- 第 8 質疑、討論、採決
- 第 9 事務報告
- 第10 閉 会

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 日程第 7 常任委員長陳情報告
- 日程第 8 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 9 事務報告
- 日程第10 閉 会

---

出席議員（22名）

1番	大塚 祐 司	2番	飯 嶋 正 利
3番	宮 澤 芳 雄	4番	太 田 將 範
5番	伊 藤 保	6番	島 田 和 雄
7番	平 野 忠 作	8番	伊 藤 房 代
9番	林 七 巳	10番	向 後 悦 世
11番	景 山 岩三郎	12番	滑 川 公 英
13番	嶋 田 哲 純	14番	柴 田 徹 也
15番	木 内 欽 市	16番	佐久間 茂 樹
17番	日 下 昭 治	18番	林 俊 介
19番	嶋 田 茂 樹	20番	高 橋 利 彦
21番	林 正 一 郎	22番	林 一 哉

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 浩
行政改革 推進課長	林 清 明	総務課長	神 原 房 雄
企画政策課長 兼被災者 支援室長	米 本 壽 一	財政課長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	斉 藤 馨
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保険年金課長	石 毛 健 一
健康管理課長	高 山 重 幸	社会福祉課長	渡 辺 輝 明
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁
商工観光課長 兼国民宿舎 支配人	横 山 秀 喜	農水産課長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	増 田 富 雄	消 防 長	佐 藤 清 和

水道課長	小長谷 博	病院事務部長	渡 辺 清 一
病院經理課長	鈴 木 清 武	庶 務 課 長	加 瀬 寿 一
学校教育課長	菅 谷 充 雅	生涯学習課長	高 野 晃 雄
体育振興課長	野 口 國 男	監 査 委 員 會 事 務 局 長	馬 淵 一 弘
農業委員會 事務局長	加 瀬 恭 史		

---

#### 事務局職員出席者

事務局長	堀 江 通 洋	事務局次長	向 後 嘉 弘
------	---------	-------	---------

---

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（林 一哉） 議案第1号から議案第25号までの25議案及び請願第3号の請願1件並びに陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号の陳情3件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 向後悦世 登壇）

○決算審査特別委員長（向後悦世） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成22年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会

計決算の認定について、議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定の10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月15日及び16日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑6点について申し上げます。

1点目として、歳入・歳出に関する指標について、実質公債費比率が下がっている理由、市債の実質負担額が減っている理由はどの質疑では、標準財政規模が若干伸びてきている点と、交付税に算入される有利な起債を多く借り入れていることが要因と思われるとの答弁がありました。

2点目として、総務費の地域資源価値創造事業について、具体的にどのような事業を行ったのかとの質疑では、市民のための地域づくり講座、旭市を宣伝するためのビデオ制作やホームページの立ち上げ、人材育成のための先進地視察などを行い、旭市をPRするさまざまな取り組みを行ったとの答弁がありました。

3点目として、民生費の緊急通報体制等整備事業について、緊急通報システムの地区別利用台数はどの質疑では、旭地区133台、海上地区25台、飯岡地区30台、干潟地区10台の計198台を設置したとの答弁がありました。

4点目として、民生費の乳幼児紙おむつ給付事業について、給付状況と今後の支援策について、どのように考えているかとの質疑では、平成22年度は2歳未満の乳幼児、延べ1,588人に給付した。今後の支援策については、平成24年度までは紙おむつの支給を継続したいと考えており、平成25年度から始まる子育て新システムの中で、紙おむつ以外にどのようなサービスが提供できるか検討していきたいとの答弁がありました。

5点目として、消防費の消防施設整備事業について、耐震性貯水槽を設置しているが、東日本大震災による防火水槽の被害はあったかとの質疑では、約50か所の防火水槽が被害を受けており、修理が必要である。一方、耐震性貯水槽については被害はなく、耐震性貯水槽自体が有効なものであることが実証されたとの答弁がありました。

最後に、6点目として、教育費の学校いきいきプランについて、事業内容について詳しく説明していただきたいとの質疑では、芸術教室や版画教室、音楽鑑賞会など技術を要する方々の招聘、体力向上を目的としたインストラクターによるデモンストレーションなど、さ

さまざまな活動を実施し、特色ある教育活動を展開することができており、各学校長からは非常に好評を得ているとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

短期人間ドック給付状況について、給付件数が平成21年と比較して103件ふえているが、その要因はとの質疑では、平成20年度から国保の40歳から74歳までの方への個別通知、また健康カレンダーへの掲載等により、人間ドッグの助成制度の周知をした結果だと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

旭市の水道本管の耐震性がゼロということだが、配水場から旧銚子街道の間で今回の震災による漏水とかはなかったかとの質疑では、この区間を基幹管路といい、基幹管路の耐震性の調査では約700メートルあるが、準耐震化になっている。今回も全然異常はなかったとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

7対1看護を1年前倒しで取得したが、看護師を確保するためにどのような努力をしてきたのかとの質疑では、北海道や東北地方の11道県、63校の看護学校を回り、旭中央病院の教育研修制度がしっかりしていることをアピールしてきた。また、看護学生を対象とした合同説明会にも9回参加し、当院の採用官を派遣して、学生や教務主任と面談を行い、看護師確保に努めていると答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、10議案とも全員賛成で認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、決算審査特別委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

---

## ◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

続いて、議案第6号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

続いて、議案第7号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

続いて、議案第9号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

---

### ◎日程第3 常任委員長報告

○議長(林 一哉) 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 滑川公英 登壇)

○建設経済常任委員長(滑川公英) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、平成23年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月21日午前10時より、議会委員会室において、議案説明等のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第11号の審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

仮設住宅管理人設置事業について、採用基準はどのようになっているのか。また、採用人数は何人かとの質疑では、採用基準は今回の震災で被災され、失業している方を優先する。また、採用人数は4名を予定しており、飯岡の仮設住宅の集会所に2名、旭の仮設住宅の談話室に1名を駐在させ、輪番制で対応する予定であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり

り、2議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号、工事請負契約の締結について、議案第21号、工事請負契約の締結について、議案第22号、工事請負契約の締結について、議案第25号、財産の取得についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明等のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第13号の質疑について申し上げます。

諸支出金の扶助費、食費・居住費等災害臨時特例支給金について、どのような形で支給されるのかとの質疑では、被保険者の自己負担分の費用について、ケアマネジャーが内容を整理して、介護サービス事業者が連合会へ請求し、連合会の審査を経て、市がその費用を支払う流れとなっているとの答弁がありました。

次に、議案第25号の質疑について申し上げます。

新しい厨房設備はいつごろ搬入されるのか。また、現在使用している厨房設備はどのようなになるのかとの質疑では、搬入は来年4月・5月ごろを予定している。また、古い厨房設備については、使えるものは第一給食センターで使用したいと考えており、無駄のないよう古い設備もできるだけ活用していくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 島田和雄 登壇)

○総務常任委員長（島田和雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第16号、旭市災害復興基金条例の制定について、議案第17号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、財産の取得について、議案第24号、財産の取得についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月26日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第11号の審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

災害復興基金について、今後どのくらいの額をどのくらいの期間、積み上げていくのかとの質疑では、期間については何年ということは考えていない。また、金額についても今回の補正額のみを基金としている。しかし、今後、義援金等が来ると思われるので、それらを加えていくことになるとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、総務常任委員長、島田和雄。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第11号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、平成23年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

日下昭治議員。

○17番(日下昭治) この15号について、質疑、討論ということではなくして、採決に関係することなんですけれども、この後、議員発議により報酬の減額に関する案件が出るというお話を伺っておるわけでございますけれども、この案件を採決してしまっただけで、結果が出てしまった後、かけ離れた案等が出てきた場合には、このものはもう次、不再議になりますので、執行部の出した提案に対して、議会のほうから出す発議案がかけ離れたようなものが可決されるということになりますと、執行部の案に対して抜け駆けとか、そのような形をとられる

んじゃないかなと思いますので、ぜひこの際、休憩をとりまして、発議案等の把握をするために全協等を開くべきと考えますけれども、その辺について協議をいただきたいと思っておりますけれども。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) では、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時46分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第16号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

議案第16号、旭市災害復興基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

議案第17号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第18号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

議案第18号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第19号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第20号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

議案第20号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第21号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

議案第21号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第22号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

議案第22号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第23号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

議案第23号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第24号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

議案第24号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第25号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

議案第25号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 常任委員長請願報告

○議長（林 一哉） 日程第5、常任委員長請願報告。

これより建設経済常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） 建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託されました請願第3号、地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月21日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見等はなく、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

---

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号、地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願について、建設経済常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

---

### ◎日程第7 常任委員長陳情報告

○議長(林 一哉) 日程第7、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇)

○文教福祉常任委員長(向後悦世) 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議において付託されました陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情、陳情第3号、公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情、陳情第4号、県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情の3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月22日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、3つの陳情とも趣旨はすばらしいものだが、内容について不確定なものも多く、今後の社会情勢や国の動向を見きわめていく必要がある。また現状、旭市においては不都合が生じていることもなく、スムーズに進んでいるため、もう少しこのままでもよいのではとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で、いずれも不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年9月28日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎日程第8 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第8、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより陳情第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号について採決いたします。

陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情について、委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

続いて、陳情第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより陳情第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより陳情第3号について採決いたします。

陳情第3号、公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情について、委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

続いて、陳情第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより陳情第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより陳情第4号について採決いたします。

陳情第4号、県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情について、委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午後 1時 0分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についての3発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 日下昭治 登壇)

○議会運営委員長(日下昭治) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告申し上げます。

本日、提出のありました発議案は、発議第1号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成23年旭市議会第3回定例会議事日程(その2)の2枚目、本日9月28日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号から発議第3号までの3発議案を一括上程。

追加日程第2、提案理由の説明。提案理由の説明については、発議第1号は建設経済常任委員長の滑川公英議員、発議第2号は発議案の提出者であります島田和雄議員が行います。発議第3号は、発議案の提出者であります高橋利彦議員が行います。

追加日程第3、質疑、討論、採決。発議ごとに質疑、討論、採決となりますが、発議第2号、発議第3号は同じ条例の改正案でございますので、一括して質疑、討論、採決をすることとなります。

なお、採決の順番ですが、会議規則第77条第2項の規定により、原案に最も遠いものから先に表決をとることとなりますので、発議第3号から採決ということになります。仮に発議第3号が可決された場合は、発議第2号は議決不要となり、採決は行いません。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(林 一哉) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

### ◎追加日程第1 発議案上程

○議長(林 一哉) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を上程いたします。

発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について

発議第2号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第3号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

### ◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(林 一哉) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 滑川公英 登壇)

○建設経済常任委員長(滑川公英) それでは、発議第1号について提案理由を申し上げます。

発議第1号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書。

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論

が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体の独自の工夫・努力によって消費者行政を充実をさせることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等の継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費者生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。

住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

#### 記

- 1 国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも用途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体に利用しやすい制度枠組みを提示すること。

3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、消費者担当大臣あてでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げます。提案理由といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 一哉） 続いて、発議第2号について、島田和雄議員、ご登壇願ひます。

（6番 島田和雄 登壇）

○6番（島田和雄） それでは、発議第2号についての提案理由を申し上げます。

本条例は、3月11日に発生した東日本大震災の復旧・復興財源に充てるため、議員報酬を10月から12月までの3か月、一律20%削減するため、条例の一部を改正する条例であります。

このような措置を講ずることで、3か月間で453万6,000円の削減額となり、復興財源を捻出する財政効果があります。

以上でございます。皆様のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 続いて、発議第3号について、高橋利彦議員、ご登壇願ひます。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 発議第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、3月11日に発生した東日本大震災の復旧・復興財源に充てるため、議員報酬を本年10月から平成25年12月までの任期中の2年3か月、月数にしますと27か月間、一律10%削減するため、条例の一部を改正する条例であります。

それでは、具体的に申し上げます。

旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例では、議長報酬は月額39万5,000円ですので、10%、3万9,500円の削減となります。次に、副議長報酬は月額36万5,000円ですので、10%、3万6,500円の削減となります。次に、議員報酬は月額34万円ですので、10%、3万4,000円の削減となります。

このような措置を講ずることで1か月あたり75万6,000円、2年3か月、27か月間ですと2,041万2,000円の削減となり、復興財源を捻出する財政効果とともに、被災された方々の精

神的な面はともかく、経済的な負担の苦しみのせめて一部でも思いを一つにして、ともに復興のために頑張っていこうということでもあります。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

---

### ◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を順次議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号、発議第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 発議第2号についてお尋ねします。

復興には長い年月がかかると言われますが、それが3か月なのはなぜなのか、その理由をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 復興財源について、議員報酬の削減が3か月というのは短いのではないかとといったような高橋議員さんの質問でありますけれども、このことにつきましては、全協あるいは全協から委託されました総務常任委員会の中におきましては、特にそのことについての議論はございませんでした。

私的なことを申し上げれば、先ほどの全協の中でお話ございましたけれども、皆さんの意見がありましたけれども、今後またやらなければならないといったようなことであれば、それを今後またいろいろな形で復旧・復興の支援を私どもがしていくということは、これは皆さんの意見がそういったことで一致すれば、またやっていきたいなど、そういう思いはございますけれども、一連の議論の中では高橋議員さんの質問に答えるような議論はございませんでした。

以上です。

○議長（林 一哉） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号、発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

発議第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成少数。

改めて採決いたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、発議第3号は否決と決しました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 事務報告

○議長（林 一哉） 日程第9、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 神原房雄 登壇)

○総務課長（神原房雄） それでは、篤志寄附を受納しましたので、ご報告をいたします。

1つ、コントラバス1台、冷水機2台及び大型扇風機2台を株式会社マンツーマンアカデミー様より、7月7日受納いたしました。

1つ、血圧計ほか学校備品一式を旭市医師会様より、7月20日受納いたしました。

1つ、金130万円を千葉県教職員代表佐久間靖夫様より、7月22日受納いたしました。

1つ、大判プリンターほか学校備品一式を石橋祥三様より、8月10日受納いたしました。

次に、お手元の事務報告資料の2ページ目以降につきましては、東日本大震災に係る災害復旧費に対する寄附の受納についてでございます。

生活クラブ虹の街様ほか31件で、合計1,897万3,000円を受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 一哉） 事務報告は終わりました。

---

### ◎日程第10 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成23年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

議 員 嶋 田 茂 樹

議 員 高 橋 利 彦